

第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について ～請求を受け付けております～

【趣 旨】 戦後70周年にあたり、戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国が改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金が支給されます。

【支給内容】 額面25万円（5年償還の記名国債）

【請求期間】 平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎますと、第十回特別弔慰金の請求ができなくなりますのでご注意ください。

【支給対象者】 戦没者等の死亡当時のご遺族で平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、次の順番によりご遺族の一人に特別弔慰金が支給されます。

《支給対象順位》

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の父母→孫→祖父母→兄弟姉妹の順による最先順位者

※生前の戦没者と同一生計にあり、かつ、基準日（平成27年4月1日）に改氏婚等をしていない者。

4. 戦没者等の父母→孫→祖父母→兄弟姉妹の順による最先順位者で、3に該当しない者

5. 1～4以外の三親等内親族(甥姪等)

※戦没者等と1年以上同一生計にあった方に限ります。

※手続きに関しては、ご遺族の状況により必要書類が異なります。書類をそろえるため、当日請求手続きが終わらない場合もありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ・請求窓口】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113

輸血を受ける患者さんの副作用を軽減させるために…

400ml 献血にご協力お願いします!!

秋田県では現在、400ml 献血で一人でも多くの献血者確保が必要です。そのためには献血未経験な方、久しく献血をされていない方からもご協力いただき、献血経験者の増加を図ることが不可欠となります。献血にかかる時間は約30分～40分です。是非、まわりの方々へ積極的な呼びかけをよろしくお願いたします。

○服薬されていても献血にご協力いただけます！

薬の種類によって献血の可否が異なります。当日はお薬手帳又は服薬中のお薬をご持参ください。

【日 時】 平成29年 **3月15日（水）**

【場 所】 藤里町総合開発センター …午後10時～11時45分、午後2時45分～4時
福祉の拠点 こみっと …午後1時～2時

【献血種類】 400ml 献血のみ

【採血基準】 年齢：男性17歳～69歳 女性：18歳～69歳

体重：男女とも50kg以上

※当日の献血必要人数 40人

※65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までに献血の経験がある方に限られます。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 健康推進係 ☎79-2113